

議案第105号

税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例の一部を改正する条例案

税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例附則第9条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

延滞金の割合に係る特例措置を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

傍線は削除
太字は改正

税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（抄）

附 則

（延滞金の割合の特例）

第9条 当分の間、第2条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同条の規

定にかかわらず、各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法（昭
延滞金特例基準割合

和32年法律第26号) 第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの
に規定する平均貸付割合

割合を加算した割合をいう。以下同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合
には、その年中においては、その年における特例基準割合 に年7.3パーセント
延滞金特例基準割合

の割合を加算した割合とする。